

令和 8 年度脱炭素化行動変容促進モデル構築・実装事業  
実施業務

業 務 仕 様 書

令和 8 年 5 月

岩手県環境生活部環境生活企画室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度脱炭素化行動変容促進モデル構築・実装事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

## 1 本業務の目的

「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」による2030年度温室効果ガス排出量57%削減目標の達成に向けて、県民に対し脱炭素化に資するライフスタイルへの転換を促すため、県内の学生や関係機関等と連携しながら、県民の日常生活に無理なく溶け込む脱炭素化行動変容促進モデルを構築し、当該モデルの有効性を検証するためのプレ実装を行うものとする。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

令和8年度脱炭素化行動変容促進モデル構築・実装事業実施業務

### (2) 委託期間及び委託予定額（上限）

ア 委託期間 契約締結日から令和9年3月22日(月)までとする。

イ 委託予定額（上限） 5,000,000円（税込）

### (3) 委託業務内容

#### ア 脱炭素化行動変容促進モデルの構築

(ア) 令和7年度に岩手県が参加した「デカボチャレンジ2025 summer※」において学生から提案された、「地産地消」「食べ残し削減」「環境教育」「日常生活に溶け込む」といった視点やアイデア（別紙「資料2-2」参照）を参考としつつ、いわてカーボンフリー・アクション（ICFA）等に所属する学生のアイデアや意見も取り入れながら、脱炭素化行動が県民の日常生活の中で選択・実践され、周囲へ広がり、継続・定着していく流れが成立する構造としての脱炭素化行動変容促進モデルの構築を行うこと。

※ Earth hacks 株式会社が主催する、脱炭素社会の実現に向けて企業と学生が共創するビジネスコンテスト。

(イ) 本モデルは、県民1万人の行動変容を目指すものであること。

(ウ) 県民の1%に相当する1万人を起点として、将来的には県民全体への波及や定着が図られる行動変容モデルとすること。

#### イ 脱炭素化行動変容促進モデルのプレ実装

(ア) アで構築した行動変容モデルが適切か検証するため、実際の県民の生活や行動の中で機能するか、行動が生まれ・広がるかを確認するためのプレ実装事業を実施すること。

(イ) プレ実装に当たっては、アのモデル構築に携わった学生と協働しながら事業を行うこと。

#### ウ SNS等での情報発信

(ア) 本事業を広く県民に周知するための情報発信を実施すること。

## エ 効果検証

- (ア) イのプレ実装事業による行動変容人数及びCO<sub>2</sub>削減効果について、示すこと。
- (イ) イのプレ実装事業の成果と課題を分析し、アで構築した行動変容モデルが、今後、県民1万人規模の行動変容を促すものとして適切か、検証すること。

## オ その他

本事業を実施するにあたり、民間資金等を調達することは構わない。ただし、調達した民間資金等と本委託費が重複しないよう、経費の切り分けを明確化すること。

### (4) 特記事項

県では、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進することを目的としたサイト「いわてわんこ節電所」を運用していることから、(3)の業務を実施する上で連携するよう努めること。

【参考】いわてわんこ節電所 <https://www.co2-diet.com/>

### (5) 参考

ア 県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において各施策の推進指標を定めており、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」においても一体的に推進することとしていることから、本事業を実施する上で参考とすること。

【参考】第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/gx/1067151.html>

イ 環境省において「脱炭素化につながるライフスタイル」への転換について、以下の国民運動を展開していることから、適宜参考とすること。

【参考】デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

<http://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

## 3 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

### (1) 実施報告書（本体及び概要版）

実施報告書（本体）には、以下の内容を含むこととする。また、概要版（A3、数ページ）も作成することとし、内容は県と協議すること。

- ア 事業実施概要
- イ 事業実施体制
- ウ 実施状況が確認できる写真等
- エ 事業の実績（効果測定を含む）
- オ 収支報告

### (2) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式

※ 資料・写真等の電子データは、CD-R・USBメモリ等の媒体に収録し、Windows10上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

※ なお、本事業により新たに製作した制作物等の著作権は岩手県に帰属し、岩手県は

これらが無償で自由に二次利用できるものとする。

## 4 契約の条件

### (1) 関係者との連携・調整

本業務は、県と十分協議を行いながら進めること。また、本業務の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

### (2) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

### (3) 再委託の相手方

受託者は、上記「(2) 再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記「(2) 再委託等の制限イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

### (5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

### (6) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

受託者は、県に対し、動画及びSNSでの発信内容が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びSNSでの発信内容に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県は、一切その責を負わない。

### (7) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第

三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (8) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

- ア 受託者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び本業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

#### (9) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。